

## 介護サービス事業所等の指導及び監査について

介護保険における指導監査については、「介護保険施設等の指導監査について」（平成18年10月23日付老健局長通知）により、サービスの質の確保・向上を図ることを主眼とする「指導」と、指定基準や報酬請求の事実内容等について挙証資料等を基に把握し、介護保険法の規定に定められた権限を適切に行使する「監査」に区分されます。

### 1 指 導

#### (1) 集団指導

適切なサービスを提供するために必要な情報伝達の間として、遵守すべき法令の内容や各種サービス提供の取り扱い、報酬請求に関する事項などの基本的な内容について周知徹底するものです。

#### (2) 実地指導

個々の利用者に対応した「サービスの質の確保と向上」、「尊厳の保持」及び「高齢者虐待防止」とともに、適正な介護報酬の請求等について指導を行うものです。

※ 著しい運営基準違反が認められ、利用者の生命等に危険がある場合、又は、報酬請求指導の際に不正が確認され、著しく悪質な請求と認められる場合には、監査に変更します。

### 2 監 査

通報等により入手した各種情報により、指定基準違反や不正請求の事実が認められる場合、又は、疑いがある場合に、事業所に対して立入検査等により監査を実施します。（原則として、事前に通告を行うことなく実施します。）

また、指定基準違反等と認める場合は、必要により勧告・命令、指定等の全部又は一部の効力停止及び指定の取消等の行政上の措置を行います。

### 3 指導の方針

#### (2) 指導・監査課で行う指導・監査の種類等 ※介護サービスに係るもの

指導・監査の種類	主な指導・監査項目	指導・監査周期	根拠法令
<b>【介護サービス実地指導】</b> ①介護老人福祉施設(地域密着を含む。) ②介護老人保健施設 ③介護医療院 ④居宅サービス事業所 ⑤地域密着型サービス事業所 ⑥居宅介護支援事業所 ⑦介護予防サービス事業所 ⑧介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業所	○運営指導 利用者の利用実態の確認及びサービスの質に関する確認  ○報酬請求指導 報酬基準に基づいた実施の確認	概ね ・①は2年に1回 ・①以外の入所・居住系サービスは3年に1回 ・その他(通所・訪問系等)は指定有効期間(6年)内に1～2回を予定	<b>【実地指導】</b> 介護保険法23条  <b>【監査】</b> 76条、78条の7、83条、90条、100条、114条の2、115条の7、115条の17、115条の27、115条の45の7
<b>【社会福祉法人指導監査】</b>	○法人運営(理事会、評議員会) ○会計管理の状況 ○資産管理	3年に1回  ※大きな問題がない場合	社会福祉法56条
<b>【施設監査(社会福祉法人)】</b> ①特別養護老人ホーム ②養護老人ホーム ③軽費老人ホーム	○入所者の処遇 ○施設の運営管理体制 ○職員の確保、処遇 ○施設の会計処理 ○防災、事故対策	原則、毎年  ※概ね適正な運営が確保されている場合、翌年度は書面監査	老人福祉法18条  社会福祉法70条

※ 指導・監査周期は、指摘・改善を要する事項が多数の場合などは、改善状況を確認するため継続的に指導・監査を行う場合があります。

※新たに指定した事業所に関しては、原則として1年以内に実地指導を行います。

※上記のほか、有料老人ホーム、障害福祉サービス事業所等、保育所等についても指導・監査課で一体的に実施します。

#### (3) 実地指導の方法

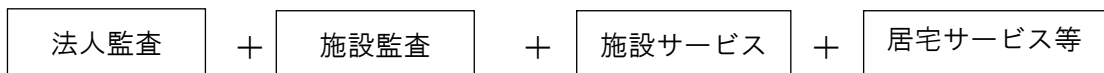
- ① 指導実施の1か月前までに文書(郵送)で通知します。(※1)
- ② 10日前までに「自主点検表」や勤務表など、指導に必要な事前提出資料を提出していただきます。
- ③ 指導当日は、施設の規模や指導・監査対象サービス数に応じて、2名～7名程度で指導・監査を実施します。  
必要書類の準備、担当職員による対応等をお願いいたします。

④ 実地指導の結果、指導事項等がある場合、後日、「文書指摘」「口頭指摘」「助言」に区分し、通知します。「文書指摘」については、通知後1か月以内に改善状況を報告していただきます。

(※1) 事業所において高齢者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に文書により通知します。

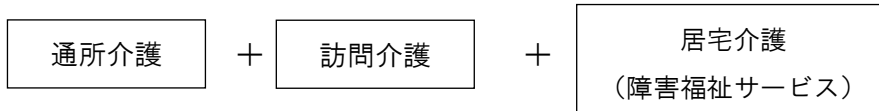
(※2) 本市では、前頁(2)の指導・監査を全て指導監査課で実施することから、同一所在地で行っているサービス等については、次の例のように、同日に実施する予定です。

**例1：社会福祉法人で特別養護老人ホーム及び併設サービス等を運営**



※居宅サービス等については同日に実施可能な範囲のサービスを通知して実施し、それ以外のサービスは別途実施します。

**例2：同一所在地で行う複数のサービスについて**



※同日に実施可能な範囲のサービスを通知して実施し、それ以外のサービスは別途実施します。

## 実地指導において指摘の多い事項について

(居宅サービス・地域密着型サービス)

令和元年度に実施した実地指導における指摘事項のうち、特に件数が多かったものについて掲載しますので、業務の参考にしてください。

《各サービスに共通した指摘内容》

### 1 人員に関する事項

#### 【 従業者の員数 】

- 事業所への配属や事業所間の兼務等について辞令がなく、人員配置が明確になっていなかった。
- 介護保険外サービスの提供時間も勤務時間に含めて計算しており、介護保険サービスの基準で求められている勤務時間を満たせていなかった。
- 機能訓練指導員等必要な職員の配置を行っていなかった。

(全サービス共通)

各サービスの人員基準を見直していただき、各事業所において基準上必要とされている数以上の従業者を配置できているか確認してください。また従業員の不足は提供されるサービスの質に大きく影響するため、不足等がある場合は直ちに改善を行ってください。なお、複数の事業所を運営している法人に関しましては、各職員がどの事業所で勤務を行っているのか明確になるよう辞令等の交付を行ってください。

#### 【 管理者 】

- 管理者が当該事業所の他の職務及び、同一敷地内若しくは併設事業所の職務を兼務していた。

(全サービス共通)

管理者は専らその職務に従事する者でなければならず、当該事業所の管理業務に支障がない場合は、次のとおり兼務が認められます。

- ① 当該事業所の介護従事者としての職務に従事する場合
- ② 同一敷地内等に事業所がある場合に、当該他の事業所の管理者又は従事者としての職務に従事する場合

以上の①及び②のいずれかに該当する場合は管理者との兼務が認められますが、①と②を両方に該当する兼務は認められません。併設の別サービス事業所がある場合は特に留意して、現状の人員配置について確認をしてください。

## 2 運営に関する事項

### 【 内容及び手続の説明及び同意 】

- 重要事項説明書にサービスの選択に資すると認められる重要事項の未記載・不足等があった。  
(全サービス共通)

重要事項説明書に記載しなければならない項目は、①運営規程の概要、②居宅介護支援専門員の勤務体制、③秘密の保持、④事故発生時の対応、⑤苦情処理の体制、⑥第三者評価の実施状況（該当サービスのみ）になります。これら項目の記載がされているか再度確認をお願いします。なお甲府市の苦情相談窓口は現在、甲府市役所介護保険課（055-237-5473）になりますので修正をお願いします。また各種書類の保存について重要事項説明書や運営規程に記載している事業所につきましては、保存年数が2年とされているところが多く、甲府市の条例では5年間保存するよう定められていますので留意してください。

### 【 利用料等の受領 】

- 医療費控除の対象ではない利用者の領収書に、医療費控除額が記載されていた。
- 医療費控除の対象である利用者の領収書に、医療費控除額が記載されていなかった。  
(全サービス共通)

特に、直接医療費控除の対象にはなりませんが、「医療費控除の対象となる医療系サービス（訪問看護等）と併せて利用した場合医療費控除の対象となるサービス」において多く見受けられました。利用者の居宅サービス計画等により確認した上で、医療費控除の対象となる利用者については領収書に「医療費控除の対象となる額」及び「利用者が利用している居宅介護事業所の名称」を記載してください。

### 【 運営規程 】

- 運営規程に記載されている職員の員数が、現在の職員数と異なっている
- 利用者の料金負担割合について、3割の場合があることが記載されていない。  
(全サービス共通)

運営規程上に職員の員数についての記載が、「〇名」「〇名とする」等とされており、実際に配置されている職員数と異なっていた事業所が見受けられました。「〇名以上とする」等の幅を持たせた表記でも認められますので、記載方法の見直しを検討してください。

利用料について、現行の介護保険制度においては利用者の負担割合は3割まで想定されていますので、3割負担を踏まえた表記に改めてください。また昨年の10月より通常報酬の単位数が改定されていますので、具体的に単位数を記載している場合は当該箇所についても修正がされているか、重要事項説明書と併せて確認をお願いします。

上記以外にも現状と異なる箇所を確認し、変更の必要がある場合は甲府市介護保険課に届け出てください。

**【 勤務体制の確保 】**

- 勤務表が作成されていなかった。
- 出勤状況がわかる記録等が作成・保存されていなかった。
- 研修が実施されていなかった。(研修を実施した記録が作成されていなかった。)

(全サービス共通)

各サービス事業所は、事業所ごとに原則として月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしなければなりません。事業所内で使用している勤務表に上記の項目が記載されているか確認してください。

また実際の出勤状況がわかる様にタイムカードの保存や、出勤簿の作成及び保管が必要になります。実際に勤務している場合であっても、勤務状況が読み取れる書類が作成されていない場合は、出勤していないと判断される場合もありますので、必ず作成してください。

各事業所は従業員の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければなりません。内部研修及び外部研修を受けサービスの質の向上に努めてください。研修を行った際は研修記録の作成や、受講時に使用した資料等の保存をし、客観的に研修が実施されていることがわかる様をお願いします。(福祉用具貸与及び特定福祉用具販売に関しては、必ず研修計画を作成してください。)

**【 秘密保持 】**

- サービス担当者会議等において利用者やその家族の個人情報を取り扱うことについて、利用者の家族からの同意を得ていなかった。
- 従業員や従業員であった者が、退職後も業務上知り得た利用者やその家族の秘密を漏らすことがないように、誓約書を取るなどの措置を講じていなかった。

(全サービス共通)

事業者は業務上知りえた利用者とその家族の個人情報を漏らすことのないように必要な措置を取る必要があります。従業員から誓約書を取得するなど、個人情報漏えい防止のための措置を行ってください。

居宅サービス計画に位置付けられた各サービス担当者が、課題分析情報等を通じて利用者の個人情報を共有することについて、あらかじめ文書による同意を利用者とその家族から得なければなりません。昨年度の実地指導では、同意書が用意されていない、利用者の署名しかなかった等の事例が見受けられました。個人情報についての同意書を用意して、利用者全員から取得しているか、また利用者だけでなく家族からの同意の有無につ

いて各事業所にて確認をしてください。

【 高齢者虐待の防止 】

- 事業所において高齢者の虐待に関する研修が行われていなかった。

(全サービス共通)

施設サービスにおいては身体的拘束に関する基準が作成されるなど、現在高齢者虐待の防止は注力すべき項目となっています。事業所内で虐待防止に係わる研修を行っていただき、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見や適切な対応が行えるように努めてください。

【 情報公表 】

- 介護サービス情報公表システムにおいて事業所の情報が公表されていない。(もしくは公表されているものが古い情報だった。)

(全サービス共通)

介護保険法により各事業所は事業所の情報について公表をすることが義務付けられています。介護サービス情報公表システム上にて公表されている情報が最新のものであるか定期的に点検をしてください。

※ 介護サービス情報公表システムの操作方法等については、山梨県の健康長寿推進課に相談をお願いします。

### 3 処遇に関する事項

#### (1) アセスメント

- アセスメントを実施していたが、アセスメント結果に関する記録が保存されていなかった。
- アセスメントを実施していたが、長期間内容に変更が見られなかった。
- アセスメント結果と個別サービス計画で整合性が取れていなかった。
- アセスメントをせずにサービスを提供していた。
- アセスメント内容が不十分であった。(記載漏れや課題分析を行っていない等)

各事業者は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて個別サービス計画を作成することとされています。居宅介護支援事業所にて行ったアセスメント結果の提供を受けた場合においても、自身の提供するサービス内での計画を作成するために、独自でアセスメントを行うように努めてください。また可能な限り定期的にアセスメントを実施し、利用者の状況に応じて個別サービス計画の変更をしてください。

## (2) 個別サービス計画

- 具体性の乏しい目標やサービス内容が記載された個別サービス計画が見受けられた。
- 目標期間を過ぎているが個別サービス計画の更新が行われていなかった。
- 作成日や交付日、利用者からの同意取得日等が記載されていなかった。
- 個別サービス計画は更新されているが内容が変更されていない状態が長期間続いていた。
- 居宅サービス計画の内容を写したのみの個別サービス計画となっていた。

例示した項目について、今一度、各事業所で作成した居宅サービス計画に同様の記載等が無いか確認してください。

個別サービス計画の作成に当たっては、各事業所にて丁寧にアセスメントを行い、利用者一人一人に向けた個別具体的な内容のサービス計画を作成してください。

## (4) モニタリング

- モニタリングは実施されていたが、評価の理由について記載が無く、評価の根拠が曖昧だった。
- 個別サービス計画に足して包括的な評価をしており、各目標については評価がされていないかった。
- 個別サービス計画の更新・変更時に今までの個別サービス計画に対して評価を行っていないかった。
- 利用者の外見的状态に対する評価のみがされており、利用者やその家族の意見や満足度について触れていなかった。
- モニタリングを実施していなかった。

モニタリングは現在のサービス計画と利用者の状況について評価し、また評価するために利用者の状況を調査することで、次回の個別サービス計画の作成を行う際の基礎となるものです。モニタリング自体を行うことはもちろん、各目標に対する利用者の達成状況やそれを通しての個別サービスの全体的評価を行うように意識するように努めてください。



#### 4 報酬に関する事項及びその他

報酬に関する指摘はサービス毎に記載してあります。なお、昨年度実地指導を行っていないサービスについては記載していません。

##### <居宅サービス>

###### 【訪問介護】

- 身体介護と生活援助の区分が明確になっていなかった。

1 回の訪問において身体介護及び生活援助が混在する訪問介護を行う必要がある場合は、「食事介助・身体介護・60分、居室の掃除・生活援助・30分」といったように、適切なアセスメントにより、あらかじめ具体的なサービス内容を身体介護と生活援助に区分して、それに要する標準的な時間を明確にし、それぞれの所要時間をもとに報酬を算定してください。

###### 【通所介護】

- 個別機能訓練加算Ⅰ・Ⅱの算定要件が適切ではなかった。

実地指導においては、個別機能訓練加算についての指摘が多く見られました。特に、次の2点についての指摘が多かったため、適正な取り扱いをしていただくようお願いします。

###### (Ⅰ・Ⅱ共通)

個別機能訓練計画の作成者全員の名前が記載されておらず、多職種共同での計画作成が確認できなかったため、計画の作成に携わった全員の名前を作成者として記載して下さい。

###### (Ⅱのみ)

「一人で歩けるようになる」といった身体機能そのものの回復を主たる目的とする目標が設定されていたため、「一人で入浴ができるようになる」といった生活機能の維持・向上に関するより具体的な目標を設定してください。

###### 【福祉用具貸与・特定福祉用具販売】

- 付属品のみを貸与を受けている利用者の福祉用具貸与計画書に、利用者が本体を所持しているのかについてアセスメントや基本情報等に記載がなかった。

付属品のみを貸与においても報酬の請求は可能ですが、利用者にとって不要な福祉用具の貸与を受けていないということが読み取れるように、福祉用具貸与計画書に本体の

所有等付属品を必要とする理由を記載してください。

- 福祉用具の選定提案書に同一種目である複数の福祉用具が提案された記録がなかった。

利用者に提案した福祉用具が全て採用になっており、他の商品について提案が行われているのか読み取れる記録がされていない事業所が多々ありました。福祉用具を提案する際は、選定提案書に提案した全ての用具の特徴や必要理由について記載し、どのような理由から利用者がその福祉用具を選択したのかが読み取れるように記録を残してください。

#### <地域密着型サービス>

##### 【地域密着型通所介護】

- 個別機能訓練加算Ⅰ・Ⅱの算定要件が適切ではなかった。

実地指導においては、個別機能訓練加算についての指摘が多く見られました。特に、次の2点についての指摘が多かったため、適正な取り扱いをしていただくようお願いします。

##### (Ⅰ・Ⅱ共通)

個別機能訓練計画の作成者全員の名前が記載されておらず、多職種共同での計画作成が確認できなかったため、計画の作成に携わった全員の名前を作成者として記載して下さい。

##### (Ⅱのみ)

「一人で歩けるようになる」といった身体機能そのものの回復を主たる目的とする目標が設定されていたため、「一人で入浴ができるようになる」といった生活機能の維持・向上に関するより具体的な目標を設定してください。

##### 【認知症対応型共同生活介護】

#### (1) 身体的拘束廃止の適正化について

- 身体的拘束適正化委員会が正しく運営されていなかった。(構成員の不足、定期的な実施のための機会を確保できていない、記録の未作成など)
- 「身体的拘束等適正化のための指針」の内容に不備があった。
- 身体的拘束等適正化のための研修が行われていなかった。(特に新規採用職員に対する研修が実施されていない、記録されていない。)

昨年度実地指導を行った認知症対応型共同生活介護においては、身体的拘束に関する体制整備において不備のあった事業所が多く見受けられました。各事業所におきましては、今一度事業所内の体制を見直していただき、不備や記載漏れ等が無いかわり自己点検をお願いします。

「身体的拘束等適正化のための指針」については、以下の項目の記載があるか確認をお願いします。

(「身体的拘束等適正化のための指針」に記載する項目)

- ① 適正化に関する基本的な考え方
- ② 適正化委員会その他の組織に関する事項
- ③ 職員研修に関する基本方針
- ④ 発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- ⑤ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ⑥ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ⑦ その他適正化の推進のために必要な基本方針

(2) 看取り介護加算について

- 「看取りに関する指針」の内容に不足等の不備があった。
- 退去後に一部負担の請求を行う場合があることについて、説明及び同意取得をしていない。
- 看取り介護に関する認知症対応型共同生活介護計画書が作成されていなかった。

特に、「看取りに関する指針」については未記載の項目等があった事業所が多く見受けられましたので、以下に記載する項目が指針のどこに書いてあるのか確認をしてください。

その他看取り介護加算に関する体制については、留意事項通知や市のHPに掲載する自主点検表を利用して確認をお願いします。

(看取りに関する指針に記載する項目)

- ① 当該事業所の看取りに対する考え方
- ② 終末期にたどる経過(時期、プロセス)とそれに応じた介護の考え方
- ③ 事業所において看取りに際して行いうる医療行為の選択肢
- ④ 医師や医療機関との連携体制(夜間及び緊急時の対応含む)
- ⑤ 利用者等への情報提供及び意思確認の方法
- ⑥ 利用者等への情報提供に供する資料及び同意書の書式
- ⑦ 家族への心理的支援に関する考え方
- ⑧ その他看取介護を受ける利用者に対して事業所の職員がとるべき具体的な対応の方法

## 非常災害対策について

「水防法等の一部を改正する法律」が平成29年5月19日に交付され、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るために「水防法」及び「土砂災害防止法」が改正されました。

この改正により、「甲府市水防計画」「甲府市地域防災計画」に定められた浸水想定・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務づけられました。

また、甲府市では、全国各地で水害が頻発・激甚化した昨今の状況を踏まえ、市内を流れる8河川が同時に決壊した場合を想定した洪水浸水想定区域図に基づいて、平成31年3月に「甲府市洪水ハザードマップ」を改訂いたしました。

つきましては、「甲府市防災情報 WEB」又は「甲府市洪水ハザードマップ」を参照され、各事業所が浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内に位置しているかを確認の上、該当する場合には、安全な避難経路や避難場所、不測の事態における適切な避難行動を規定した避難確保計画の作成と点検、避難訓練を実施してください。

社会福祉施設等は、自力で避難が困難な方も多く利用されていることから、利用者の安全を確保するために、水害や土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じる必要がありますので万全の対応をお願いいたします。

### (1) 【甲府市防災情報 WEB】

⇒ 甲府市ホームページ > おすすめサイト > 甲府市防災情報 WEB > 体感ハザードマップ > マップ（洪水・土砂災害等） > 調べる  
(住所地等)

【防災情報に関する問合せ先：甲府市防災企画課 電話 055-237-5331】

### (2) 【甲府市洪水ハザードマップ】

⇒ 甲府市ホームページ > 防災・防犯 > ハザードマップ > 甲府市洪水ハザードマップ

### (3) 【避難確保計画の作成について】

⇒ 甲府市ホームページ > 防災・防犯 > 防災 > 風水害対策 > 避難確保計画 > 要配慮者利用施設の浸水対策（国土交通省ホームページ）  
(別サイトへリンク)

※避難確保計画の作成の手引きや避難確保計画のひな型等が掲載されていますのでご活用ください。

(4) 【社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引】

⇒ WAM NET 山梨県センター > 掲示板 > 県からのお知らせ > 介護保険施設等における非常災害対策について > 社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引について > 「社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引」「非常災害対策計画（策定例）」

(5) 【要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集】

⇒ <内閣府防災情報のページ>をご参照ください。

<http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/index.html>

# 水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

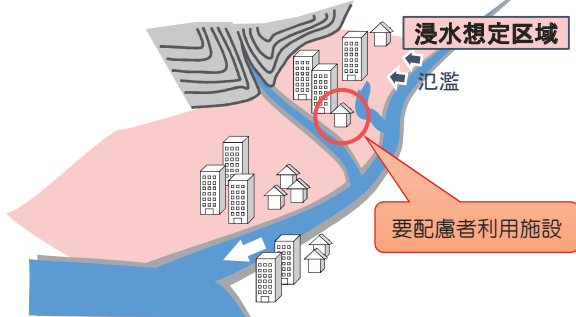
※ 土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

ポイント!

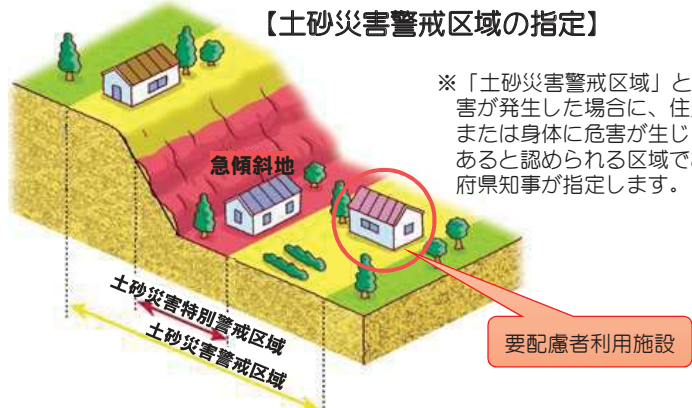
浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。

【浸水想定区域の指定】



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。

【土砂災害警戒区域の指定】



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

## 要配慮者利用施設

とは…

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えば

### （社会福祉施設）

- ・老人福祉施設
- ・有料老人ホーム
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- ・身体障害者社会参加支援施設
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
- ・保護施設
- ・児童福祉施設
- ・障害児通所支援事業の用に供する施設
- ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
- ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・子育て短期支援事業の用に供する施設
- ・一時預かり事業の用に供する施設
- ・児童相談所
- ・母子・父子福祉施設
- ・母子健康包括支援センター 等

### （学校）

- ・幼稚園
- ・義務教育学校
- ・特別支援学校
- ・小学校
- ・高等学校
- ・高等専門学校
- ・中学校
- ・中等教育学校
- ・専修学校（高等課程を置くもの） 等

### （医療施設）

- ・病院
- ・診療所
- ・助産所 等

※ 義務付けの対象となるのは、これら要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

# 1

## 避難確保計画の作成

※国土交通省水管理・国土保全局のホームページに「避難確保計画の作成の手引き」を掲載していますので、計画作成の参考としてください。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な次の事項を定めた計画です。
  - 防災体制
  - 避難誘導
  - 施設の整備
  - 防災教育及び訓練の実施
  - 自衛水防組織の業務（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
  - そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 に関する事項
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。



## 2

### 市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。

- 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をする場合があります。
- 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。

## 3

### 避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらうなど、**多くの方々**が**避難訓練に参加**することで、**より実効性が高まります**。
- ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、**浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施**することが重要です。



避難体制のより一層の強化のために、関係者が連携して取り組むことが重要です！

避難体制の確認



避難確保計画の作成



職員や利用者への学習会



避難訓練の実施



### 問い合わせ先

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関すること  
施設の所在する市町村へお問い合わせください。

浸水想定区域・土砂災害警戒区域等の指定に関すること

洪水浸水想定区域についてはその河川を管理する河川事務所へ、土砂災害警戒区域等については都道府県へお問い合わせください。

法改正に関すること

水防法関係

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

土砂災害防止法関係

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL : 03-5253-8111 (代表) URL : <http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/index.html>